

平成15年度の介護保険料の 納付にご協力ください

7月1日付で、65歳以上の方に「介護保険料納入通知書」または「介護保険料特別徴収開始通知書」をお送りします。

「介護保険料納入通知書」は、口座振替か金融機関で直接納めていただく方に送付します。また、「介護保険料特別徴収開始通知書」は、年金から自動的に差し引かせていただく方に送付し、10月以降の差し引き額をお知らせするものです。なお、15年度から新たに年金差引となる方は7月～9月は納入通知書で納めていただき、10月から年金差引となりますので両通知を送付します。

●問合せ
介護保険課へ内線1552

65歳以上で 介護保険料の納付が困難な方の 保険料を減額します

減額理由と対象となる方	その減額の内容
<p>火災・風水害などにより住宅や家財に著しい損害を受けた場合で、生計中心者が所有する住宅、家財が、その価格の3割以上の損害を受けた方</p>	<p>罹災月以降の納期未到来分(未納付金額に限る)について ▶ 損害程度が3割以上5割未満...災害を受けた月以降6か月分の保険料の2分の1を減額 ▶ 損害程度が5割以上...災害を受けた月以降6か月分の保険料の全額を減額</p>
<p>生計中心者が死亡・長期入院・失業・事業休廃止・干ばつや冷害などの自然災害で農作物が不作だったなどの理由で、著しく収入が減少した場合で、生計中心者の収入が前年の収入に比べ2分の1以下になると見込まれ、その結果、家族全員の収入見込額が次の金額以下の方 ▶ 1人世帯...115万2千円 ▶ 2人世帯...182万4千円 ▶ 3人世帯...237万6千円 ▶ 4人世帯...291万6千円</p>	<p>減額の申請があった日から起算して、7日以降の納期限の保険料の合計額(未納付額)について、2分の1を減額</p>
<p>生活保護を受けていないが、生活保護基準以下または生活保護の最低生活基準に準ずる程度の生活状態にある場合で、市内や近隣市で住民税が課されている配偶者や一親等の血族がいなく、住民税が課されている世帯の健康保険などの被扶養者や税の扶養控除の対象になっていない方 ①生活保護基準以下の生活状況にある方 世帯全員の平均月収 ▶ 1人世帯...8万7千円以下 ▶ 2人世帯...13万8千円以下 ▶ 3人世帯...18万円以下 ▶ 4人世帯...22万1千円以下 世帯全員の預貯金残額などの資産 ▶ 1人世帯...104万4千円以下 ▶ 2人世帯...165万6千円以下 ▶ 3人世帯...216万円以下 ▶ 4人世帯...265万2千円以下 ②生活保護の最低生活基準程度の生活状況にある方 世帯全員の平均月収 ▶ 1人世帯...9万6千円以下 ▶ 2人世帯...15万2千円以下 ▶ 3人世帯...19万8千円以下 ▶ 4人世帯...24万3千円以下 世帯全員の預貯金残額などの資産 ▶ 1人世帯...350万円以下 ▶ 2人世帯...417万2千円以下 ▶ 3人世帯...472万4千円以下 ▶ 4人世帯...526万4千円以下</p>	<p>いずれも、減額の申請のあった日から起算して7日以降の納期限の保険料の、当該年度分(未納付額)について ①保険料段階区分第3段階の8分の1に減額 ②保険料段階区分第3段階の4分の1に減額</p>

保険料の減免を受けるには申請が必要です。また、納期が過ぎた保険料は減額の対象になりませんので、早めに申請してください。記載していない要件もありますので詳しくはお問い合わせください

サピオ稲荷山の利用料金などが 7月1日から変更になります



7月1日(火)から、サピオ稲荷山の2階トレーニングルームの利用料が変わります。これは、従来4時間の設定でしたが、2時間以内の利用が多く、時間を短く設定し直すことで、より多くの皆さんに利用していただくこととするものです。

健康増進のため、ぜひトレーニングルームをご利用ください。

7月1日(火)から、全館利用券が廃止になります。これは、全館利用券での利用者でも基準時間以内の利用が多く、利用率も低かったため、改正したものです。

料金表

年齢	時間設定		改正前	改正後
	市外	市内		
65歳以上	220円	150円	4時間	2時間
一般	市外	市内	450円	300円
	市外	市内	150円	100円
市外	市内	300円	200円	200円

サピオ稲荷山利用上の注意
館内は禁酒・禁煙です
トレーニングルーム利用の際、室内専用シューズを持参してください
生以下は利用できません
.....
問合せサピオ稲荷山へ ☎953 0577

都市計画に関する公聴会を開催します

埼玉県が決定する都市計画の原案を作成するにあたり、多くの皆さんにご意見をうかがうため、県主催の公聴会を開催します。

日時 9月2日(火)、10時から
場所 市役所6階会議室 対象となる都市計画 狭山都市計画画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 狭山都市計画区域区分の変更 狭山都市計画用途地域の変更
都市計画構想の閲覧期間 7月8日(火)～22日(火)(土・日・祝日を除く 8時30分～17時) 閲覧場所 市都市計画課、県都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所 県・市公式ホームページでも閲覧できます)

●公述・傍聴を希望する場合
公聴会で意見を述べたい方は、公述申出書を7月22日(火)必着で市都市計画課に提出してください。公述希望者が多数の場合は選定します。なお、公述申出がない場合、公聴会は中止となります。傍聴希望者は開催の有無を7月23日以降にお問い合わせください。

問合せ 市都市計画課内線 2216
県都市計画課 ☎048 830 5337

市制施行50周年記念事業の 市民検討委員会委員を募集

市では、来年市制施行50周年を迎えるにあたり、記念事業の検討を進めています。その内容などを検討していただくため、公募による市民を含む市民検討委員会を設置することになりましたのでご応募ください。
会議日程 7月～9月に3回程度 対象市内在住の20歳以上の方 定員5名 無報酬 申込み 6月27日(金)までに応募用紙(企画課、行政資料室、出張所に用意。公式ホームページからもダウンロード可)を企画課へ内線7132

市営住宅入居登録者を募集します

- 対象次のいずれにも該当する方
 - ①平成15年1月1日以前から狭山市に住所があり、市税を滞納していない
 - ②前年の収入が基準内
 - ③住宅に困っているのが明らか
 - ④単身者の場合は50歳以上か、4級以上の身体障害者など(入居できる団地に制限あり)
- 7月1日から募集案内を配布
- 申込み 7月22日(火)～28日(月)、8時30分～16時に住宅営繕課(11時30分～13時と土・日を除く)へ内線2235